

報告1

令和6年度事業計画書

(令和6年4月1日より令和7年3月31日まで)

本会では、主たる事業活動として仮設構造物等の構造基準等の設定及び適合性の認証事業、仮設構造物等の経年管理基準等の設定及び適合性の認証事業並びに仮設構造物等の試験、検査事業等を実施してきたが、本年度においても、これまでの事業実績を踏まえ、仮設構造物等に係る労働災害の防止とその工事施工の円滑化に寄与するため、以下により事業を展開することとする。

1 仮設構造物等の適合性の認証事業

(1) 認定制度の適正な実施

仮設機材の安全性を確保するため、製造時における認定制度を次により推進することとする。

- ① 仮設機材認定検査要項に基づき、工場審査及び抜取検査を的確に実施する。
- ② 別表のとおり認定検査審査委員会を開催し、認定検査結果に関し厳正に審査する。
- ③ 認定工場における仮設機材生産管理基準の一層の整備と適正な生産管理の実施を促進する。
- ④ 仮設機材認定規程等に反する事案に対しては、適切かつ厳格に対処する。

(2) 承認制度の適正な実施

システムとして組み立てられた仮設構造物等の安全性を確保するため、承認制度を次により推進することとする。

- ① 承認に関する事務処理及び審査を的確に実施する。
- ② システムに使用する部材を製造する工場の品質管理の徹底を図る。
- ③ 組立基準及び使用基準を記載した取扱マニュアルの作成と関係者への配布により、安全な組立及び使用の徹底を図る。
- ④ 承認制度及び承認したシステム等のより一層の周知に努める。

(3) 単品承認制度の積極的推進

認定制度及び承認制度の対象外とされる仮設機材について性能確認等を行い、単品承認することによりその性能及び使用基準を明確にして、当該製品の安全性の確保を図る単品承認制度及び単品承認した製品のより一層の周知に努める。

2 仮設構造物等の経年管理基準等の適合性の認証事業

経年仮設機材の安全性を確保するため、経年仮設機材管理基準適用工場制度を次により推進することとする。

- (1) 経年仮設機材管理基準適用工場規程に基づき経年管理の適正な実施に努める。
- (2) 「適用工場整備済表示制度」により経年管理の意義と重要性について建設関係者の理解を深めるとともに、適用工場の意識の向上を通じて経年管理水準の一層の向上に努める。
- (3) 「仮設機材センターの総合管理に関するガイドライン」に基づいて、適正に管理されるよ

う指導を徹底する。

(4) 機材管理モデル工場への認定申請を働きかけること等により経年仮設機材管理水準の一層の向上を図る。

(5) 「適用工場のレベルの自主的促進策」の効果等を踏まえ、適用工場委員会等において経年仮設機材管理水準の向上を図るための検討を行う。

(6) 適用工場の資質の向上のため、適用工場見学会を開催する。

3 仮設構造物等の試験、検査事業

会員及び会員外からの依頼による仮設機材等の強度試験等を本会の東京試験所及び大阪試験所において隨時行うこととする。

4 仮設構造物等の技術者等の資質の向上等に関する事業

仮設構造物等の設計、施工管理等に携わる技術者及び技能労働者の安全の確保及び資質の向上のため、厚生労働大臣が定める計画作成参画者研修、労働基準局長通達に基づく仮設機材管理者講習会、品質管理責任者講習会等を別表のとおり開催することとする。

5 仮設構造物等の調査研究事業等

(1) 仮設機材の構造基準及び使用基準の作成・見直し、その他仮設機材に関する技術的事項について調査研究を行うため、技術委員会を開催することとする。

(2) 仮設機材適正使用事業場（仮称）登録制度等、仮設業界の地位向上の方策について関係団体とも連携しつつ、技術委員会等で検討することとする。

(3) 本年度は、次の事項についての調査研究等を行うこととする。

① 仮設工事におけるDX時代に備えたレジリエンス能力向上対策に関する調査研究

② 適用工場の経年仮設機材管理水準を向上させるための能力向上教育の内容の検討

(4) 「仮設工業会が認定・承認した足場に係る点検等検討委員会」での検討成果について、その周知に努めることとする。

(5) メーカーが製造している壁と壁つなぎ用金具の接続金具の把握等、強風対策に関する基本事項の検討成果の普及等に、引き続き努めることとする。

(6) その他国内外における仮設機材等に関する情報の収集や、その情報に基づく調査研究等に努めることとする。

6 仮設構造物等の展示資料館事業

(1) 建設現場における仮設構造物等に起因する労働災害の防止に寄与することを目的として、建設関係者をはじめ広く社会に仮設機材等の安全性に関するハード及びソフトの両面から情報提供を行うため、引き続き、展示資料館の展示内容の充実に努めることとする。

(2) 全国建設業労働災害防止大会などにおいて、本会の展示資料館の資料等を用いて、仮設構造物等に起因する作業者の労働災害防止のための啓発活動を建設関係者等に対して行うこととする。

7 その他の事業等

(1) 図書等の出版・販売

必要に応じ、仮設構造物等の安全確保に係る各種の図書等を出版し、有償又は無償で頒布する。

(2) 広報活動

認定制度、承認制度、単品承認制度及び経年仮設機材管理基準適用工場制度並びに依頼試

験等に関する広報を積極的に行うとともに、会報及びHPの充実に努めることとする。

(3) 仮設機材安全推進月間の充実

仮設設備の安全を積極的に推進するため7月1日から1ヶ月間、実施要項を定め、仮設機材安全推進月間を展開することとする。

(4) 行政機関との連携

関係行政機関との連携を密にし、認定制度、承認制度、単品承認制度及び経年仮設機材管理基準適用工場制度等の円滑な推進に努めることとする。

(5) 改正労働安全衛生規則等への対応

足場等にかかる改正労働安全衛生規則及び関係通達について、その周知徹底と適切な技術指導に努めることとする。

(6) 手すり先行工法等に関するガイドラインの普及促進

改正された国「手すり先行工法等に関するガイドライン」について、普及促進に努めることとする。

(7) 試験施設・設備の整備、拡充

東京試験所及び大阪試験所の試験施設・設備の充実を行うとともに、そのための必要な事業推進基金等の積立に努めることとする。

(8) 労働災害防止計画の周知

新たに策定された国「第14次労働災害防止計画」の周知及び推進に努めることとする。

(9) 会員管理システム及び認定のウェブ申請の運用

新しい会員管理システム及び仮設機材認定のウェブ申請について、その適正な運用に引き続き努めることとする。

(別表)

事業計画表－1（理事会・委員会等）

開催日		会議
4月	18日（木）	第1回理事会
	19日（金）	第1回認定検査審査委員会
5月	21日（火）	第2回理事会
	24日（金）	第2回認定検査審査委員会
6月	11日（火）	令和6年度定時総会
	21日（金）	第3回認定検査審査委員会
7月	18日（木）	第3回理事会
	26日（金）	第4回認定検査審査委員会
8月	23日（金）	第5回認定検査審査委員会
9月	20日（金）	第6回認定検査審査委員会
	25日（水）	第4回理事会
10月	22日（火）	第5回理事会
	25日（金）	第7回認定検査審査委員会
11月	22日（金）	第8回認定検査審査委員会
12月	17日（火）	第6回理事会
	20日（金）	第9回認定検査審査委員会
令和7年 1月	21日（火）	第7回理事会
	24日（金）	第10回認定検査審査委員会
2月	21日（金）	第11回認定検査審査委員会
3月	18日（火）	第8回理事会
	21日（金）	第12回認定検査審査委員会

事業計画表－2（講習会等）

開 催 日		開催地	講習会等の種類
5月	9日（木）～10日（金）	東京	厚生労働大臣が定める計画作成参画者研修
	28日（火）	大阪	機材センター総合管理講習会
	29日（水）～30日（木）	大阪	仮設機材管理者講習会
6月	19日（水）	東京	品質管理責任者更新講習会
7月	2日（火）	大阪	品質管理責任者更新講習会
	3日（水）	大阪	整備作業責任者講習会
	17日（水）	東京	試験機操作責任者講習会
	18日（木）～19日（金）	東京	品質管理責任者講習会
	30日（火）～31日（水）	大阪	厚生労働大臣が定める計画作成参画者研修
8月	21日（水）～22日（木）	福岡	厚生労働大臣が定める計画作成参画者研修
	27日（火）	東京	整備作業責任者講習会
	28日（水）	東京	機材センター総合管理講習会
	29日（木）～30日（金）	東京	仮設機材管理者講習会
9月	11日（水）～12日（木）	愛知	厚生労働大臣が定める計画作成参画者研修
10月	22日（火）	大阪	機材センター総合管理講習会
	23日（水）～24日（木）	大阪	仮設機材管理者講習会
	29日（火）～30日（水）	大阪	厚生労働大臣が定める計画作成参画者研修
11月	12日（火）～13日（水）	大阪	品質管理責任者講習会
	26日（火）	大阪	整備作業責任者講習会
12月	4日（水）～5日（木）	北海道	厚生労働大臣が定める計画作成参画者研修
	17日（火）～18日（水）	東京	厚生労働大臣が定める計画作成参画者研修
令和7年 1月	28日（火）	東京	機材センター総合管理講習会
	29日（水）～30日（木）	東京	仮設機材管理者講習会
	31日（金）	東京	整備作業責任者講習会